

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年1月2日 06時00分～09時00分ごろの間
発生場所	不明（静岡県静岡市三保 ^{みほ} 崎南東方沖）
事故の概要	プレジャーボート ^{でんしょう} 電昇丸は、漂泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 電昇丸、5トン未満 240-40478静岡、個人所有 5.59m (Lr) × 2.09m × 0.92m、FRP ディーゼル機関、44.1kW、平成7年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年6月16日 免許証交付日 平成29年7月10日 (令和5年6月15日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2～3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.5m、潮汐 低潮時～上げ潮の中央期
事故の経過	船長は、釣りに行く旨を家族に伝え、令和2年1月2日03時00分ごろ、自宅を出発した。 本船は、船長が1人で乗り組み、静岡市清水港沖の釣り場に向け、同港第2区の係船地である波止場を出港した。 船長の家族は、船長が夜になっても帰宅しないので、19時00分ごろ110番通報した。 本船は、警察署から連絡を受けた海上保安庁の巡視艇1隻及び固定翼機1機による捜索が行われ、21時42分ごろ三保崎南東方を無人の状態で見失っているところを発見された。

	<p>船長は、3日08時57分ごろ、海上保安庁の巡視船により、本船が発見された付近の海域で仰向けの状態で浮いているところを発見され、揚収された。</p> <p>船長は、司法解剖の結果、死因が溺死であり、死亡推定時刻が2日朝（06時00分～09時00分）ごろと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから1人で釣りに出掛けていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本事故発生の前日、体調は良好に見えた。</p> <p>船長は、発見された際、上半身は長袖の上着及び自身が所有する救命胴衣（以下「本件救命胴衣」という。）を着用し、下半身はズボン及び靴を履いており、船内には、船長の所持品である財布及び携帯電話が残されていた。</p> <p>船長が着用していた本件救命胴衣は、首かけタイプの膨張式（自動膨張機能付きBタイプ）であった。</p> <p>本件救命胴衣は、手動レバーの安全ロックピンがかかった状態で、自動膨張装置が作動し、ガスボンベの封板に穴を空ける貫通針が押し上げられていたが、同装置のねじ込み式ガスボンベが外れ、封板に穴が空いておらず、膨張していない状態であった。</p> <p>本船は、発見された当時、主機が中立運転の状態であり、使用中の釣り竿が船内に残っておらず、船尾甲板にクーラーボックスが置かれており、魚が入っていた。また、釣り竿数本が操縦室側壁の竿立てに納めてあった。</p> <p>本船には、海面から船上に上がる際に使用する梯子などはなかった。</p> <p>（写真2 本件救命胴衣（1）、写真3 本件救命胴衣（2） 参照）</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、死亡推定時刻が1月2日06時00分～09時00分ごろと検案されたことから、この間において、溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、船長の所持品が船内に残されており、本船が、使用中の釣り竿が船内に残っておらず、主機を中立運転とし、無人の状態に漂流していたことから、漂泊して釣りを行っている間に誤って同釣り竿と共に落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、着用していた本件救命胴衣の自動膨張装置に固定されるガ</p>

	<p>スポンベが外れていたことから、本件救命胴衣が膨張せず、本件救命胴衣の浮力が得られず、溺水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三保埼南東方沖において漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊中であっても魚釣りをしている時は、安定した姿勢で十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 船長は、所有する膨張式救命胴衣の自動膨張装置にガスボンベが適切に固定され、緩んでいないかを定期的に点検し、適切に保管すること。また、膨張式救命胴衣は、国の安全基準に適合した有効期限内のものを使用し、ガスボンベは有効期限内で取り替えること。 ・ 1人で乗り組む船舶の船長は、落水した場合に備え、縄梯子等を船内に備え置き、漂泊中などに常に設置しておくことが望ましい。 ・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、非常時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

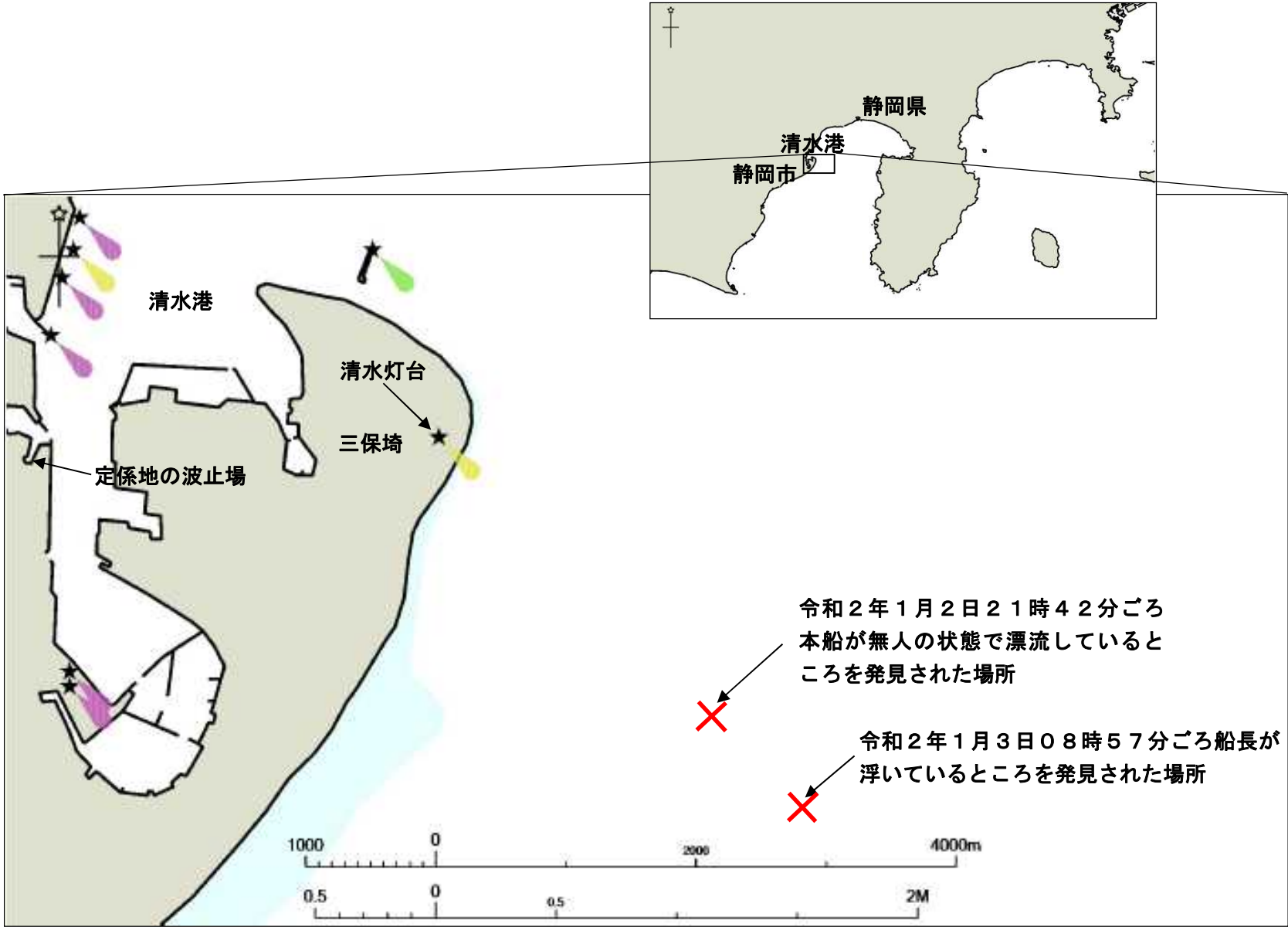


写真1 本船



写真2 本件救命胴衣（1）



写真3 本件救命胴衣（2）

